

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月21日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第12号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する事務	第8条	風俗営業の許可の取消し(<u>第41条の2に規定する処分を除く。</u>)	第8条		風俗営業の許可の取消し
	略		略		
	第31条の21第2項第2号	略	第31条の21第2項第2号		略
			第31条の23において準用する第8条		特定遊興飲食店営業の許可の取消し
			第31条の25第1項		特定遊興飲食店営業の許可の取消し又は営業の停止命令
			第31条の25第2項		飲食店営業の停止命令
第34条第2項		略	第34条第2項		略

改正前			改正後		
	略		略		
	第38条第6項	略	第38条第6項	略	
	第39条第1項	略	第38条の4第1項	風俗環境保全協議会の設置	
	略		第39条第1項	略	
			略		
			風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）に規定する事務	第110条	風俗環境保全協議会の委員の委嘱
少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）に規定する事務	略		少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）に規定する事務	略	
略			略		

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。ただし、別表第1の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

号)に規定する事務の第8条の項の改正規定は、公布の日から施行する。